

第4部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に發揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画（実施主体：市[関係部課]、県）

公共施設の災害復旧は、概ね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸施設復旧事業計画
- ウ 道路施設復旧事業計画
- エ 砂防施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

- (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 市及び県における措置（実施主体：市[関係部課]、県）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構てる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

宮古島警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

市は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ工事の実施体制等の本市の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本市に代わって工事を行うよう、県又は国に要請するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講ずる。

1 災害相談（実施主体：市[市民生活課]、県）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市、その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設にあたっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、宮古土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 市の相談窓口等の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 罹災証明書の交付（実施主体：市[総務課、予防課]）

(1) 罹災証明書の交付

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

なお、罹災証明書の項目は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| ①全壊（焼）、②流失、③大規模半壊、④半壊（焼）、⑤一部損壊（準半壊）、
⑥一部損壊（10%未満）、⑦床上浸水、⑧床下浸水 |
|--|

(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保

市長は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

なお、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

※ 以下、大規模災害時の対応（被害調査班が結成された場合）

(3) 罹災証明書の発行に関する広報

被害調査班は、市防災情報システムや行政チャンネル文字放送、広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行にあたっては、本項の方法によるものとする。

また、罹災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しないものとする。

(5) その他の罹災証明（被害調査班が結成されない場合にも適用する。）

田畠等その他の罹災証明書は、被害調査を所管する班が発行するものとする。

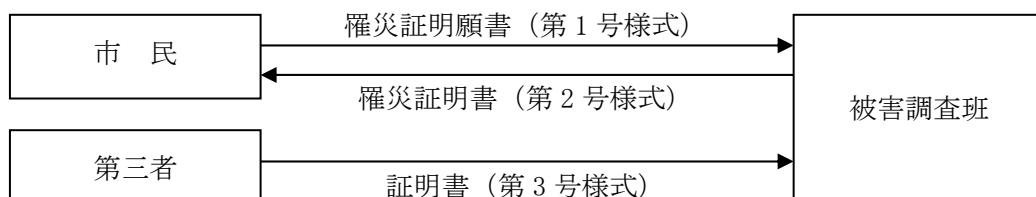
(6) 判定結果に関する相談・再調査の受付

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から90日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

(7) 被害の確認・調査ができなかった被害物件等の対応

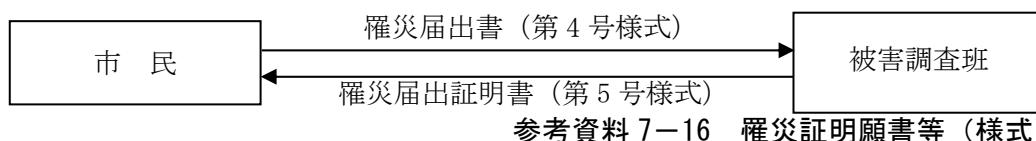
市において、被害の確認・調査ができなかった被害物件等について、第三者や写真により被害を証明できるときは、市長が認めた場合に限って証明書の発行を行うこととする。

※ 第三者とは、警察官や自治会長、民生委員・児童委員等の役職等により、当該被災者との利害関係のない者とする。



(8) 罹災届出証明書

市の行う被害調査において、被害物件と災害との因果関係を確認・証明することができない場合は、罹災届出証明書を発行することとする。



参考資料 7-16 罹災証明願書等（様式）

3 被災者台帳の作成（実施主体：市[総務課]）

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

市長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できるものとする。

なお、被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の災害
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

参考資料7-19 被災者台帳（様式）

4 住宅の復旧（実施主体：市[福祉政策課、建築課]、県）

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

市及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

5 生業資金の貸付（実施主体：市[福祉政策課、児童家庭課]）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯

は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講ずる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

6 被災世帯に対する住宅融資（実施主体：市[福祉政策課、児童家庭課]）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

7 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：市[福祉政策課]）

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

8 救援物資・義援金品の募集、輸送及び配分（実施主体：市[福祉政策課]、県）

救援物資・義援金品の募集、輸送及び配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる義援金配分委員会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援金の募集、輸送、配分を行う。

（構成機関）県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体

(1) 救援物資・義援物資

ア 救援・義援物資の受け入れ

市は、救援・義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領書（別紙様式）を作成する。

イ 救援・義援物資の保管・仕分け・輸送

市は、救援・義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

ウ 救援・義援物資の配布

救援・義援物資の配布は、市災害対策本部が協議の上、決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

(2) 義援金

ア 義援金の受け入れ

市は、義援金の受け入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ 義援金の保管

市は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該

「災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

ウ 義援金の配分・配布

義援金の配分・配布、市災害対策本部が協議の上、決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

参考資料7-17 義援金等受領書（様式）

9 租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：市[税務課、納税課]、県、沖縄国税事務所）

(1) 地方税の特別措置

市及び県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

市及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

市及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

10 職業のあっせん（実施主体：市[福祉政策課]、県、沖縄労働局）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講ずる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

11 被災者生活再建支援（実施主体：市[福祉政策課]、県）

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を出し、支給の決定及び交付等を行う。

参考資料3-26 被災者生活再建支援制度について

12 地震保険や共済制度の活用（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はこれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

1 農業者への融資対策（実施主体：市[農政課]、県）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

2 林業者への融資対策（実施主体：市[みどり推進課]、県）

県は、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導・推進する。

3 漁業者への融資対策（実施主体：市[水産課]、県）

県は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導・推進する。

4 中小企業者への融資対策（実施主体：市[観光商工課]、県）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

県は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

(3) 被害状況等の把握体制の整備

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 復興の基本方針等

1 復興計画の作成（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市及び県は、大規模な地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理（実施主体：市[環境衛生課]、県）

市、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理

を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、企画調整課]、県）

市及び県は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、企画調整課]、県）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講ずる。

(1) 県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。

(2) 市の措置

市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。